

補助事業に係る財産処分について（高齢者施設）

○ 財産処分にかかる制限と承認

補助事業により整備した施設や備品などの財産は、処分制限期間を経過するまで、知事（市町村長）の承認を受けずに処分（当初の目的と異なる使用、譲渡など）することができません。

財産処分を行うにあたっては、事前の申請により承認を得る必要があります。事前承認を得ずに財産処分した場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還が必要となる場合があります。財産処分は、承認までに時間を要するため、早めに各補助事業の担当宛てご連絡の上、手続きを行ってください。

○ 財産処分にあたるもの

- 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
- 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- 貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更
- 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと
- 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること

！ 次のような場合でも事前に承認が必要ですので、ご注意ください。

- 補助施設内における併設事業所（補助対象外）のレイアウト変更
- 事業譲渡
- 補助対象設備等の併設事業所での使用
- 補助対象設備等の故障による廃棄処分

○ 承認基準

高齢者施設に係る補助金の財産処分について、次の国基準を準用しています。

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成30年5月30日改正）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/05/tp0530-01.html>

○ 財産処分を行うにあたり埼玉県知事の承認が必要となる補助金の例：

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費等県費負担（補助）金、特別養護老人ホーム等整備事業費県費補助金、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（県補助事業）、埼玉県高齢者施設スプリンクラー整備特別対策事業費補助金など

○ 財産処分を行うにあたり市町村長の承認が必要となる施設の例：

地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（市町村補助事業）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金など

○ その他

補助金受給に際し作成した書類（実績報告書等）は、一か所にまとめる等し、適切に保管・管理してください。

○ この資料の内容に関するお問い合わせ先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設整備担当

Tel 048-830-3260

E-mail a3240-06@pref.saitama.lg.jp

※この資料は、高齢者施設の整備等に際し高齢者福祉課等から補助金を受けた事業者が適切な財産処分の手続きを行うため作成したものです。